

中体連主催大会における事業者の出店販売事業許可要項

秋田県中学校体育連盟

1 目的

秋田県内で開催されるの出店販売事業については、以下の理由により本連盟に協賛している事業者に限って出店販売事業を許可するものとする。

- (1) 大会主催者として身元の確かな事業者（事業実績、販売方法等）を選択し、物販を許可する必要がある。
- (2) 大会会場で当日事業許可を取ろうとする事業者と、大会運営する本部で混乱が生じることがある。
- (3) 出店販売事業者が事業する中で、マナーの悪い事業者が大会運営に支障を来したり、大会の印象を悪くしたりすることがある。
- (4) 出店販売にあたっての苦情等が発生した場合、責任をもって依頼できる事業者を選択する必要がある。

2 対象

出店販売事業者

3 出店販売事業の手順

- (1) 出店販売事業者については、秋田県中学校体育連盟事務局へ大会2週間前までに協賛申請を提出する。（4参照）
- (2) 秋田県中体連事務局は出店販売許可を出す事業者と大会事務局に対して出店販売許可証を1週間前までにFAXで送る。
- (3) 出店販売事業者は大会前に大会事務局と連絡を取り、会場での出店場所等の打合せを行う。
- (4) 出店販売事業者は大会当日、大会本部に出向き出店に関しての最終打合せを行う。その際、出店販売許可証を提示する。
- (5) 出店販売事業者は許可証を明示して事業に従事する。

4 申請書類

- (1) 申請書 …秋田県中学校体育連盟HPよりダウンロードする。
- (2) 添付書類
ア 会社概要 イ 出店販売計画（販売品目・人員等） ウ 販売方法

【出店販売事業者の義務】

- (1) 安全管理に関する措置
- (2) 従業員・委託先の管理監督
- (3) 苦情処理

5 大会協賛

- (1) 大会協賛は大会の目的を理解し、大会運営への協力を実行することをいう。
- (2) 大会協賛金額は、以下の通りとする。

【県大会】 1種目、1口10,000円で2口以上とする。

【東北大会】 1種目、1口10,000円で3口以上とする。

※協賛金については、秋田県中学校体育連盟事務局へ納付すること。

【振込口座】 秋田銀行 港北支店（店番154） 口座番号 1037225

秋田県中学校体育連盟協賛金 代表 三浦純也

6 経費

売店の設置、運営及び撤去等に要する一切の経費は出店者が負担するものとする。